

「障害福祉のあんない2026」新旧対照表

※制度や内容等の変更が伴うものを記載しています（体裁や文言の整理等を除く）。

2025版		2026版	
頁	内容	内容	頁
巻頭	はじめに（表内）		巻頭
	区：港北区 施設名：港北公会堂 所在地：港北区大豆戸町26-1	（削除）	
	神奈川区・青葉区・都筑区・泉区・瀬谷区では、区役所売店（裏表紙）で販売しています。 （追加）	神奈川区・青葉区・都筑区・泉区では、区役所売店（裏表紙）で販売しています。 ※港北区・瀬谷区の販売場所については決定次第、横浜市ウェブサイトに掲載します。	
5	(2) 障害者ピア相談センター（②知的障害）		5
	【相談日】毎週火・木・土（第2火曜日・祝日・年末年始等を除く）正午～午後3時	【相談日】毎週月・木・土（祝日・年末年始等を除く）正午～午後3時	
6	(1) 横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設		6
	横浜市内の聴覚障害者及び音声言語機能障害者の福祉増進を図るため、聴覚障害者相談員による日常生活の各種相談、手話通訳者・要約筆記者の派遣、映像（手話・字幕付きDVD）などの制作及び貸し出し、視聴覚機器の貸し出しなどを行っています。	横浜市内の聴覚障害者及び音声言語機能障害者の福祉増進を図るため、聴覚障害者相談員による日常生活の各種相談、手話通訳者・要約筆記者の派遣、映像（手話・字幕付きDVD）などの制作及び貸し出し、視聴覚機器の貸し出しなどを行っています。また、聞こえに関する相談も受けています。聞こえにくくなってきた、補聴器が合わないなどでお困りの方は「聞こえの相談」をご利用ください。※聴力検査・補聴器の調整は行いません。	
11	(1) あんしんセンター ■区社協あんしんセンター（各区社会福祉協議会）		11
	区：磯子区 FAX：751-1567 区：青葉区 電話：972-8836	区：磯子区 FAX：751-8608 区：青葉区 電話：414-6068	
-	(6) 福祉サービスの概要 ウ 日中の活動を支援するサービス		20
	（追加）	就労選択支援 就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理（アセスメント）等を通じて、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します。	
-	(5) 就労選択支援		36
	（追加）	短期間の生産活動やその他の活動を通じて、就労に関する適性、知識、能力の評価を行い、就労に関する意向や配慮事項を整理します。また、評価結果に基づき、適切な支援を提供するために必要な障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。 【対象者】①就労移行支援や就労継続支援を利用する意向がある人 ②就労移行支援や就労継続支援を現在利用している人 【窓 口】区福祉保健センター（裏表紙）	
38	キ 就労継続支援（B型）		39
	就労や生産活動の機会を提供し（雇用契約は結びません）、知識及び能力向上のための訓練、その他一般就労等に向けて必要な支援を行います。 ③ ①と②以外で就労移行支援事業者等による就労アセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている障害者	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を実施します。 ③ ①と②以外で就労選択支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている障害者	
-	(2) 補装具費の支給		47
	<表中> 種類：座位保持椅子（18歳未満のみ） 種類：頭部保持具	<表中> 種類：車載用姿勢保持装置 （削除）	
49	(2) よこはま住まいサポート（横浜市居住支援協議会）相談窓口		50
	【予約受付時間】午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 5 時（土日・祝日・年末年始を除く） 【窓口対応時間】午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 4 時（土日・祝日・年末年始を除く）	【対応時間】午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 4 時（土日・祝日・年末年始を除く）	
	(3) セーフティネット住宅・居住サポート住宅		

	(追加)	居住サポート住宅とは、居住支援法人等が大家と連携し、[1] 日常の安否確認、[2] 訪問等による見守り、[3] 生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅として認定を受けた住宅です。 認定された住宅は「居住サポート住宅情報提供システム」から探すことができます。	50
59	(3) 福祉特別乗車券の交付		59
	【次回以降の更新】 次回の有効期間分の福祉特別乗車券申請書兼納付書については、9月中旬までに、引き続き対象となる方へ郵送しますので、改めて申請する必要はありません。	【次回以降の更新】 次回の有効期間分の福祉特別乗車券申請書兼納付書については、8月下旬までに、引き続き対象となる方へ郵送しますので、改めて申請する必要はありません。	
60	(5) 福祉タクシー利用券の交付		60 61
	(追加)	【利用方法】 令和8年9月30日まで：1回の乗車につき7枚まで利用できます。 令和8年10月1日から：1回の乗車につき7枚までの制限がなくなります。	
62	【注 意】 福祉特別乗車券は交付者本人に限り利用できます。家族を含め他人に貸すことや譲渡することは絶対に行わないでください（無効として券を回収し、以後の交付を一定期間停止します。また、交通事業者から増運賃を徴収される場合があります）。	【注 意】 福祉特別乗車券は交付者本人に限り利用できます。家族を含め他人に貸すことや譲渡することは絶対に行わないでください（不正利用等が判明した場合は、無効として券を回収します）。	62 63
	【次回以降の更新】 次回の有効期間分の福祉タクシー利用券については、9月中旬までに、引き続き対象となる方へ順次郵送しますので、改めて申請する必要はありません。	【次回以降の更新】 次回の有効期間分の福祉タクシー利用券については、9月下旬までに、引き続き対象となる方へ順次郵送しますので、改めて申請する必要はありません。	
62	(6) 有料道路通行料金の割引		62 63
	【必要なもの】 身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）（重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳）、 自動車検査証（電子車検証）、運転免許証（障害者ご本人が運転される場合） ※ ETC利用の場合は、上記に加え、ETC車載器管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）、ETCカード（本人名義、ただし、【割引対象】②の20歳未満の方は、親権者又は法定後見人の名義も対象） ※ 令和5年1月以降に発行された自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」もご持参ください。 ※ 令和5年1月以降に発行された自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」もご持参ください。	【必要なもの】 身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）（重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳）、 自動車検査証（電子車検証）、運転免許証（障害者ご本人が運転される場合） ※ ETC利用の場合は、上記に加え、ETC車載器管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）、ETCカード（本人名義、ただし、【割引対象】②の20歳未満の方は、親権者又は法定後見人の名義も対象） ※ 令和5年1月以降に発行された自動車検査証の場合は、「自動車検査証記録事項」もご持参ください。 ※ 運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の提示も可能です。マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。	
64	(1) 障害者自動車燃料券の交付		64
	【次回以降の更新】 次回の有効期間分の障害者自動車燃料券については、9月中旬までに、引き続き対象となる方へ順次郵送しますので、改めて申請する必要はありません。	【次回以降の更新】 次回の有効期間分の障害者自動車燃料券については、9月下旬までに、引き続き対象となる方へ順次郵送しますので、改めて申請する必要はありません。	
65	(3) 自動車運転免許取得費用の助成		65
	【必要なもの】 技能検定試験合格証明書（区福祉保健センター又は横浜市ホームページにもあります）を教習所に提出し、証明を受け、証明書・手帳・運転免許証を運転免許証交付日から1年以内に窓口にお持ちください。	【必要なもの】 技能検定試験合格証明書（区福祉保健センター又は横浜市ホームページにもあります）を教習所に提出し、証明を受け、証明書・手帳・運転免許証（マイナ免許証の場合はマイナポータルかマイナ免許証読み取りアプリから読み取った免許情報の写し）を運転免許証交付日から1年以内に窓口にお持ちください。	
65	(4) 改造教習車がある教習所		66
	名称：京急上大岡自動車学校 所在地：〒233-0003 港南区港南2-12-1 電話：842-8241 FAX：845-4576 名称：コヤマドライビングスクール横浜 所在地：〒222-0003 港北区大曽根2-48-13 電話：531-6461 FAX：531-6465 名称：鶴ヶ峰自動車学校 所在地：〒241-0002 旭区上白根161 電話：953-2003 FAX：953-2004	名称：カミオオオカドライビングスクール 所在地：〒233-0003 港南区港南2-12-1 電話：842-8241 FAX：845-4576 名称：コヤマドライビングスクール横浜 所在地：〒222-0003 港北区大曽根2-48-13 電話：531-6461 FAX：531-6465	
	(6) 自動車改造費用の助成		

66	<p>本人運転・介護者運転 【必要なもの】 自動車の改造完了（購入）後1年以内に、身体障害者手帳、改造（購入）内容と価格が分かる領収書・請求書・納品書・注文書のいずれか、自動車検査証の写し※※、運転免許証の写し、（福祉車両購入の場合）購入した福祉車両の基となる標準車両の見積書を窓口にお持ちください。</p>	<p>自動車の改造完了（購入）後1年以内に、身体障害者手帳、改造（購入）内容と価格が分かる領収書・請求書・納品書・注文書のいずれか、自動車検査証の写し※※、運転免許証の写し※※※、（福祉車両購入の場合）購入した福祉車両の基となる標準車両の見積書を窓口にお持ちください。</p> <p>※※※マイナ免許証の場合はマイナポータルかマイナ免許証読み取りアプリから読み取った免許情報の写し</p>	66 67
(8) 自転車駐車場の整理手数料の免除			
67	【窓口】 道路局道路政策推進課	【窓口】 道路・交通政策局道路政策課	67
(6) 福祉バスの提供			
70	②あおぞら2号（定員56名）	②あおぞら2号（定員60名）	70
	【対象者】 障害児・者福祉施設及び団体（利用人員は25名（5号車は11名）以上で、そのうち3分の1以上が障害児・者であること。）	【対象者】 障害児・者福祉施設及び団体（利用人員は20名（5号車は11名）以上で、そのうち3分の1以上が障害児・者であること。）	
(3) 区役所への手話通訳者及びタブレット端末の配置			
73	【利用方法】 ②タブレット端末 全18区役所 平日 午前9時～午後5時 第2・4土曜日 午前9時～正午	【利用方法】 ②タブレット端末 全18区役所 平日 午前8時45分～午後5時 第2・4土曜日 午前9時～正午	73
(6) 市会傍聴席での文字表示等（【問合せ先】）			
74	議会局秘書広報課【電話】671-3040 【FAX】681-7388	議会局総務課【電話】671-3041 【FAX】681-7388	74
(4) 「手話リンク」による市役所・区役所への問合せ			
-	(追加)	<p>聴覚障害者などが、自身のスマートフォン等の機器を利用し、通訳オペレーターを介して、手話を用いてお問合せなどをすることができます。なお、利用する際の事前登録は不要、通話料なしでご利用いただけます。（インターネット通信料は自己負担）</p> <p>【対象者】 聴覚及び音声・言語機能障害のある方 【利用料】 なし 【利用方法】 カメラを搭載したパソコンやスマートフォンなどで横浜市ホームページを開き、画面下部の「手話で電話する」ボタンをクリックし「重要事項説明」に同意すると、手話通訳オペレーターを介して横浜市コールセンターにつながります。</p> <p>【問合せ先】 健康福祉局障害自立支援課 【電話】671-3602 【FAX】671-3566</p>	73

81	12 防災・減災 (1) 防災情報Eメール配信		81
	【問合せ先】 総務局緊急対策課	【問合せ先】 防災・危機管理統括本部緊急対策課	
81	12 防災・減災 (2) Yahoo! 防災速報		81
	【問合せ先】 総務局緊急対策課	【問合せ先】 防災・危機管理統括本部緊急対策課	
82	(3) Net119 緊急通報システム (Net119)		82
			
87	障害児地域訓練会		87
	活動団体数：45団体 (令和6年12月1日現在)	活動団体数：43団体 (令和8年2月1日現在)	
89	(2) 教育総合相談センター		89
	④学校生活あんしんダイヤル 火～金曜日 (祝日・振替休日を除く) 午前9時～午後5時 【電話相談】624-9081	④学校生活あんしんダイヤル 24時間365日受付 相談対応時間：平日午前9時～午後5時 【インターネット受付】※受付後、電話相談	
94	(2) 社会参加訓練		94
	呼吸器機能障害者生活訓練教室 中途失明者緊急生活訓練	(事業終了のため削除) (事業休止のため削除)	
98	(1) ふれあいショップ (表上部・表内)		98
	【店舗一覧】 (6店舗) 名称：愛あい (脳卒中・神経脊椎センター1階)	【店舗一覧】 (5店舗) (閉店のため削除)	
100	(4) 重度障害者医療費の助成		100
	【必要なもの】 身体障害者手帳又は愛の手帳 (療育手帳) など判定内容が確認できる書類、健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの (「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等)	【必要なもの】 身体障害者手帳又は愛の手帳 (療育手帳) など判定内容が確認できる書類、健康保険の内容が確認できるもの (「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータル健康保険の資格情報」等)	
100	(5) ひとり親家庭等医療費の助成		100
	【必要なもの】 身体障害者手帳等、戸籍謄本、健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの (「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等)	【必要なもの】 身体障害者手帳等、戸籍謄本、健康保険の内容が確認できるもの (「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータル健康保険の資格情報」等)	
101	(9) 後期高齢者医療制度		101
	【必要なもの】 身体障害者手帳、愛の手帳 (療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、年金証書等健康保険証または健康保険の内容が確認できるもの (「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等)、重度障害者医療証 (交付されている方のみ)	【必要なもの】 身体障害者手帳、愛の手帳 (療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、年金証書等重度障害者医療証 (交付されている方のみ)	
(2) 特別児童扶養手当 (表内)			

104	<p>所得要件：【所得制限限度額表】（令和7年度）</p> <p>手当：1級 月額56,800円（令和7年4月現在） 2級 月額37,830円（令和7年4月現在）</p>	<p>所得要件：【所得制限限度額表】（令和8年度）</p> <p>手当：1級 月額58,450円（令和8年4月現在） 2級 月額38,930円（令和8年4月現在）</p>	104
(2) 特別児童扶養手当（表内）			
105	<p>必要なもの： ①請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 ※交付の日から1か月以内のもの ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し ※交付の日から1か月以内のもの ③対象児童の障害程度についての医師の診断書「所定の様式のもの」（作成から概ね2か月以内）</p> <p>詳細については事前に各区福祉保健センターまでご相談ください。 ※愛の手帳（療育手帳）（A1又はA2）、又は身体障害者手帳（1級からおおむね3級まで。視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、肢体不自由（欠損の場合のみ）音声・言語障害等）をお持ちの方は、診断書を省略できる場合もありますので、事前に各区福祉保健センターまでご相談ください。 ④預貯金通帳（請求者本人名義のもの） ⑤請求者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類（免許証、保険証等） 窓口：各区福祉保健センター（裏表紙）</p>	<p>必要なもの： ①請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 ※交付の日から1か月以内のもの ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し ※交付の日から1か月以内のもの ③対象児童の障害程度についての医師の診断書「所定の様式のもの」（作成から概ね2か月以内） 詳細については事前に各区福祉保健センター又は子ども青少年局こども家庭課までご相談ください。 ※愛の手帳（療育手帳）（A1又はA2）、又は身体障害者手帳（1級からおおむね3級まで。視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、肢体不自由（欠損の場合のみ）音声・言語障害等）をお持ちの方は、診断書を省略できる場合もありますので、事前に各区福祉保健センター又は子ども青少年局こども家庭課までご相談ください。 ④預貯金通帳またはキャッシュカード（請求者本人名義のもの） ⑤請求者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーの確認ができるもの、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） 窓口：各区福祉保健センター（裏表紙）・子ども青少年局こども家庭課（045-671-4792）</p>	105
(3) 障害児福祉手当（表内）			
105	<p>手当：月額16,100円（令和7年4月現在）</p>	<p>手当：月額16,560円（令和8年4月現在）</p>	105
(4) 児童扶養手当（表内）			
106	<p>所得制限（例：扶養2人の場合）により次のとおりです。※令和6年11月現在の金額です。</p> <p>所得制限限度額（※） 手当額：145万円未満（★） 45,500円 145万円以上284万円未満（★） 45,490～10,740円</p> <p>児童2人目以降の加算額（2人目から1人につき）： 145万円未満（★） 10,750円（★） 145万円以上284万円未満（★） 10,740～5,380円（★）</p>	<p>所得制限（例：扶養2人の場合）により次のとおりです。※令和7年4月現在の金額です。</p> <p>所得制限限度額（※） 手当額：145万円未満（★） 46,690円 145万円以上284万円未満（★） 46,680～11,010円</p> <p>児童2人目以降の加算額（2人目から1人につき）： 145万円未満（★） 11,030円（★） 145万円以上284万円未満（★） 11,020～5,520円（★）</p>	106
(6) 特別障害者手当（表内）			
107	<p>手当：月額29,590円（令和7年4月現在）</p>	<p>手当：月額30,450円（令和8年4月現在）</p>	107
(7) 障害基礎年金（表内）			
107	<p>年金 1級：年額 1,039,625円※（令和7年度） ※昭和31年4月1日以前生まれの方は年額1,036,625円 2級：年額 831,700円※（令和7年度） ※昭和31年4月1日以前生まれの方は年額829,300円</p>	<p>年金 1級：年額 1,059,125円※（令和8年度） ※昭和31年4月1日以前生まれの方は年額1,056,125円 2級：年額 847,300円※（令和8年度） ※昭和31年4月1日以前生まれの方は年額844,900円</p>	107
(8) 特別障害給付金（表内）			
108	<p>給付金 1級：月額 56,850円※（令和7年度） 2級：月額 45,480円※（令和7年度）</p>	<p>給付金 1級：月額 58,650円※（令和8年度） 2級：月額 46,920円※（令和8年度）</p>	108
■年金事務所（表内）			
108	<p>名称：横浜中年金事務所 所在地：〒231-0012 中区相生町2-28</p> <p>（令和7年5月7日下記住所に移転） 〒220-0012 西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階（旧：三菱重工横浜ビル）</p>	<p>名称：横浜中年金事務所 所在地：〒220-0012 西区みなとみらい3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階（旧：三菱重工横浜ビル）</p>	108
(10) 年金生活者支援給付金（表内）			

109	<p>対象者：前年の公的年金等の収入額とその他の所得の合計が下記を満たすこと。 昭和31年4月2日以後に生まれた方：889,300円※以下 昭和31年4月1日以前に生まれた方：887,700円※以下 ※令和7年3月時点の額(毎年度改定されます)。</p>	<p>対象者：前年の公的年金等の収入額とその他の所得の合計が下記を満たすこと。 昭和31年4月2日以後に生まれた方：909,000円※以下 昭和31年4月1日以前に生まれた方：906,700円※以下 ※令和8年3月時点の額(毎年度改定されます)。</p>	109	
	<p>給付金 ①老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金： 月額5,450円(令和7年度)</p>	<p>給付金 ①老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金： 月額5,620円(令和8年度)</p>		
	<p>給付金 ①老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金： (注2)前年の公的年金等の収入額とその他の所得の合計が下記の条件に当てはまる方には、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。 昭和31年4月2日以後に生まれた方：789,300円を超え889,300円以下 昭和31年4月1日以前に生まれた方：787,700円を超え887,700円以下</p>	<p>給付金 ①老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金： (注2)前年の公的年金等の収入額とその他の所得の合計が下記の条件に当てはまる方には、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。 昭和31年4月2日以後に生まれた方：809,000円を超え909,000円以下 昭和31年4月1日以前に生まれた方：806,700円を超え906,700円以下</p>		
123	<p>(1) ハマビック(横浜市障害者スポーツ大会)(表内)</p>		123	
	<p>開催時期 団体 9月～12月予定(募集は約1～2か月前)</p>	<p>開催時期 団体 7月～11月予定(募集は5月～9月 競技ごとに順次締切)</p>		
123	<p>(2) 横浜市ふれあいスポーツ大会</p> <p>市内の障害児・者とその家族やボランティアが集い、スポーツ大会を開催します。 【会場】 横浜ラポール 【時期】 5月(予定) 【窓口】 横浜市心身障害児者を守る会連盟(126頁)</p>		<p>(事業終了のため削除)</p>	123
126	<p>(1) 障害児・者団体の一覧</p>		126	
	<p>名称：(公社)横浜市身体障害者団体連合会 代表者名：内田 元久</p>	<p>名称：(公社)横浜市身体障害者団体連合会 代表者名：須山 優江</p>		
	<p>名称：横浜市港笛会(喉頭摘出者の会) 代表者名：原 泉 連絡先：〒222-0035 港北区鳥山町1752 横浜ラポール3F 電話：475-2061 FAX：475-2064</p>	<p>名称：横浜市港笛会(喉頭摘出者の会) 代表者名：原 泉 連絡先：〒230-0021 鶴見区市場上町3-23 電話/FAX：511-5015</p>		
	<p>名称：横浜市もみじ会(呼吸器機能障害者団体) 代表者名：前田稲二郎</p>	<p>(横浜市身体障害者団体連合会退会のため削除)</p>		
127	<p>(1) 障害児・者団体の一覧(表内)</p>		127	
	<p>名称：特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表者名：大友 勝</p>	<p>名称：特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表者名：樋渡 明美</p>		
130	<p>イ介護保険サービスの内容</p>		130	
	<p>(表内) 横浜市訪問型短期予防サービス※1 ※1</p>	<p>(削除)</p>		